

## 固定資産関係証明書を取得する際に必要な書類

	取りに来られる方	必要な書類	証明書を発行する上で確認する事項
1	所有者又は納税義務者本人が申請する場合	①本人の身分証明書 運転免許証、マイナンバーカード(顔写真入り)等	本人確認
2	代理人が申請する場合	①証明する本人(所有者又は納税義務者)の委任状 ②代理人の身分証明書 運転免許証、マイナンバーカード(顔写真入り)等 ※所有者が入院や障碍などで委任状が書けない場合は、状況を伺ったうえでご案内いたしますので、税務課資産税係までお電話ください。	取りに来られた方に証明書を発行できるか(本人から委任されてきているか)の確認  中城村役場税務課(資産税係まで) TEL: 098-895-2133
3	所有者または納税義務者が死亡している場合	①請求者が相続人であることが確認できる書類の提示 所有者との関係がわかる戸籍謄本+所有者が死亡していることがわかる書類(除籍や住民票の除票など)もしくは相続人が明記された公正証書等(戸籍等は確認後お返しします。) ②窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など) ※相続人が直接来庁できない場合は委任状+上記書類①②	所有者が死亡しているか 相続人に該当するかの確認 (被相続人(所有者)および相続人の名前、住所、生年月日等を戸籍で確認)  婚姻や転居等で所有者の戸籍からはずれている場合などは、関係性を確認するために改正原戸籍が必要な場合もあります。
4	借地人・借家人等が申請する場合	①法律で規定される者であることが証明できる書類の提示(賃貸借契約書・物件が記載された領収書等) ②窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など)	取りに来られた方に証明書を発行できるかどうかの確認
5	法人の場合	①法人の印鑑(印鑑に会社名がない場合は印鑑証明書を提示して頂く場合がございます)または委任状 ②窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など)	取りに来られた方に証明書を発行できるかどうかの確認